

協議第 18 号

合併協定項目一括提案について

以下の協定項目について、次のとおり一括提案する。

1 ~ 5 略

6 使用料、手数料等の取扱い

- (1) 使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、施設規模自体が違うことから、単に統一を図ることは困難であるが、合併時に可能な限り再編に努める。
- (2) 占用料については、原則として深谷市の例による。ただし、金額の差が顕著で深谷市の例によることが適当でないものについては、合併時に可能な限り再編に努める。
- (3) 手数料については、1市3町におけるこれまでの料金改定の経緯や受益者負担の原則を基本に、サービスに対する適正な負担額を決定し、合併時に再編する。

7 ~ 21 略

平成 17 年 1 月 12 日提出

深谷市・岡部町・川本町・花園町合併協議会
会 長 深谷市長 新 井 家 光